

特別児童扶養手当の手続き

必要な書類

請求者の住所地の市町村役場で、右の書類を添えて、請求の手続きを行い、県知事の認定を受ける必要があります。認定されますと、請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

- ①特別児童扶養手当認定請求書
- ②請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ③対象児童の障害程度についての医師の診断書（指定の様式）
ただし、診断書を省略できる場合もあります。
- ④手当振込先口座申出書
- ⑤通帳の振込先口座が確認できるページの写しなど
- ⑥その他支給事由により必要な書類

児童の障害等級表

1級

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両上肢の全ての指を欠くもの
8. 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
11. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
14. 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考：視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2級

1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
2. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2指標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
6. 平衡機能に著しい障害を有するもの
7. そしゃくの機能を欠くもの
8. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
9. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
10. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
11. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
12. 一上肢の全ての指を欠くもの
13. 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
14. 両下肢の全ての指を欠くもの
15. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
16. 一下肢を足関節以上で欠くもの
17. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
18. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
19. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
20. 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

請求の手続きやこの制度についてくわしくお知りになりたいときは、市町村役場の特別児童扶養手当担当課または、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課までお問い合わせください。

和歌山県 福祉保健部福祉保健政策局 障害福祉課

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地

TEL (073) 441-2514 / FAX (073) 432-5567

特別児童扶養手当のしおり

特別児童扶養手当とは

児童の健やかな成長を願って、障害のある児童を家庭において監護している父または母、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に対して手当を支給する制度で、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。



特別児童扶養手当を受けられることができる方

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状（別表）にある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方です。

次の場合は手当を受けられません。

- ①手当を受けようとする方や対象となる児童が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき
- ③児童が児童福祉施設など（通園施設を除く）に入所しているとき

特別児童扶養手当の額

令和7年4月現在

障害の等級に応じて支給されます。

1級 児童1人につき月額 **56,800円**

2級 児童1人につき月額 **37,830円**

※手当の額は、毎年4月に消費者物価指数の変動率に応じて改定されます。

所得による手当の支給制限があります。

受給者や配偶者・扶養義務者の前年中の所得が、一定額以上の場合は、その年の8月から翌年の7月までが支給停止となります。

特別児童扶養手当の支払日

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

次の表のとおり、年3回、預金口座（受給者名義）へ振り込まれます

支給日が土・日・祝祭日にあたるときはその直前の金融機関の営業している日となります。

（令和7年）

支 払 期	4月期	8月期	12月期※
支 払 日	4月11日	8月8日	12月11日
支給対象月	12月～3月分	4月～7月分	8月～11月分

※12月期は11月11日に受け取ることができます。



マイナンバー制度の対象となっています。

このリーフレットは、音声コードを採用しています。読み上げ装置がコードを音声に変換し、内容を読み上げます。
このリーフレットは、両面印刷です。
音声コードは、1ページと3ページは右下に、2ページと4ページは左下に印刷されています。

〈音声コード〉

特別児童扶養手当を受けている方へ

特別児童扶養手当の認定を受けられた方は、次のような場合に、市町村役場へ各種届け出をする必要があります。届け出がない場合には、手当が支給されなかったり支給が遅れたり、または、過払い分の手当を返していただくことがあります。

毎年の届け出

所得状況届

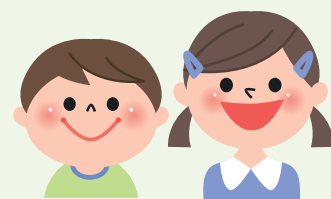
毎年、8月12日から9月11日までの間に、必要書類を添えて住所地の市町村役場に「所得状況届」を提出していただくことになっています。この届け出がない場合は、その年の8月以降の手当を受けることができません。また、届けを2年間提出しない場合は、手当を受ける資格がなくなります。

なお、届けに際しては、届けに記載のある内容をはじめ、



- 同居の家族（扶養義務者）の所得状況
 - 児童の就学状況、施設の入所の有無
 - 児童の障害による年金の受給状況
- などについてお尋ねすることがあります。

その他の届け出

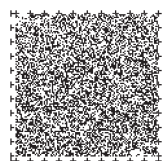


額改定請求書・額改定届

新たに対象となる児童を監護するようになったときや、監護しなくなったとき、もしくは児童の障害程度に変動があったとき。

支給停止関係（発生・消滅・変更）届

所得の高い扶養義務者と生計をともにまたは、別にするようになったときや、所得更正されたとき。



氏名変更届 受給者や児童の氏名が変わったとき。

住所変更届 住所を変更したとき。

支払金融機関変更届 手当の振込先口座を変更するとき。

必要に応じて行う届け出

有期再認定請求書

対象児童の障害程度について、期間を定めて認定されている方には、定められた時期に診断書（指定の様式）などを提出していただき、引き続き手当が受けられるかどうか再判定を受けていただくことになっています。住所地の市町村役場から診断書などの提出について連絡がありましたら、定められた期限内に提出してください。

この届け出を出さなかったり、正当な理由がなく遅れたりすると、それ以降の手当が受けられなくなることがあります。

資格喪失届

次のような場合、手当を受ける資格がなくなりますので確認書類を持参のうえ、すぐに市町村役場に「資格喪失届」を提出してください。資格がなくなった日の属する月まで手当が支給されます。

もし、この届けを提出しないまま手当を受けていた場合には、過払い分を返還していただくことになります。

- 児童が、児童福祉施設など（通園施設を除く）に入所したとき
- 児童が障害による公的年金を受けることができるとき
- 受給者や児童が国内に住所を有しなくなったとき
- 受給者や児童が死亡したとき
- 受給者が児童を監護または養育しなくなったとき

受給者が変わる場合は、資格喪失届の提出と同時に新たに認定を受ける必要がありますので、変更事由が生じた月に市町村役場で資格喪失と新規認定の手続きを行ってください。

この場合、請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

